修郎先生の事件簿

～就労ビザ専門会社の現場から～

小也雄一

外国人が就ける役職リスト

佐生修郎（さしょう・しゅうろう）は就労ビザ専門会社で働くコンサルタント。その幅広い知識と長年の現場経験、それに深い洞察に基づきさまざまなアドバイスを行い、数々の困りごとを解決してきた。座右の銘は「真面目に不真面目」。

鈴木一郎　大変だ、大変だ、労働省から「外国人が就ける役職リスト」が出たんだって？

佐生修郎　「労働大臣決定書2019年第228号」のことだね。厚さ約2センチの分厚いリストが添付されてきたよ。

鈴木　役職名に今まで以上に制限がかかるの？

佐生　制限を強化してきたというより、役職リストを整備してきたと捉えた方が良いかもしれない。目的は業務の簡素化だ。

鈴木　どんな内容なの？　簡単に教えて。

佐生　役職リストは、業種ごとに申請可能な役職名が並んでいる形式になっている。60業種にわたって合計2197役職ある。例えば、建設業では181役職。化学品製造業だったら33役職、運搬機製造業だったら67役職。商社だと42役職、システムコンサル業だと5役職が記載されている。なかには職務経験年数が何年以上という細かな条件がついている役職もあるのだ。

鈴木　その中から適当な役職名を選んで申請していくことになる。

佐生　そうだ。役職リストの中から選べば外国人雇用計画書（RPTKA）の審査の時に比較的スムーズに許可がでるはずだ。

鈴木　でも、役職リスト上にはない役職名で就労したい場合があるよね。新しい商品やサービスが出てくるのだから新しい役職も増えて当然だよ。IT革命の真っ最中だもの。

佐生　その通り。その点をJJC（ジャカルタ・ジャパンクラブ）とJETRO（日本貿易振興機構）のチームが考慮して労働省に提言し、例外規定を追加させたのだ。「役職リストにない役職も当局高官が審議し許可することができる」という一文が入ったよ。これで役職リスト上にない役職名が取得できる道が開けた。それに、役職リストは随時変更可能という条文も入っている。

鈴木　なあんだ、結構柔軟なものじゃないか。今までとあまり変わらないね。

佐生　そうとも言える。でも、実運用面でどうなるかは注視していく必要があるよ。

鈴木　何に注意していけばよいかなあ？

佐生　注意しておくべき点は、「労働省システムTKA ONLINEにどう反映されてくるか」。それと、「RPTKA申請時、EXPOSE（エクスポーズ＝労働省審議官とのインタビュー）の際にどう審議官が言ってくるか」だ。

鈴木　もう一つ。立ち入り検査が入った時に、役職名と実際の業務内容とのズレを指摘されるケースが多くなりはしない？　その点は？

佐生　そう、そのポイントも重要だ。ぴったり適合する役職名がないが故に無理矢理に役職リストから選択すると、「組織図＝就労許可上の役職＝名刺＝実際の業務内容」の原則からの逸脱が起こりやすくなるね。なるべく逸脱が起こらないようにするのに越したことはない。でも修正できない逸脱が起こってしまったら、何らかの説明ができるように準備しておくことしか対応方法はない。「組織図での表現方法」や「その役職の業務範囲」などの点で説明の工夫をすることになる。

鈴木　わかった。当局役人へ説明ができるように準備しておくよ。屁理屈になっちゃうかもしれないけどね。

佐生　大いに結構。インドネシアでは上手な屁理屈こねられるのもスキルのうちだからね。

こいけ・ゆういち　FPCインドネシア代表取締役。89年学習院大卒、日本アイ・ビー・エム入社。フジスタッフへ転職後インドネシアでの事業開発を手掛ける。帰国後に独立。「夢ある街のたいやき屋さん」FC経営を経て、12年8月より現職。栃木県生まれ。53歳。

佐生修郎　心得の条

一　「労働大臣決定書2019年第228号」により、外国人が就ける役職リストが新たに発表になった。それに従い役職名を決めて就労許可をとることになる。

二　「組織図＝就労許可上の役職＝名刺＝実際の業務内容」の原則から逸脱が起こってしまう場合には、「組織図での表現方法」や「その役職の業務範囲」などを工夫し当局への説明ができるように準備をしておくと良い。

※本連載は、実際に起きた事例を参考に、インドネシアに滞在、就労する上で気を付ける点について説明するもので、登場人物や事象はフィクションです。実際の事案に対応する場合は、専門家に相談の上、各自のご判断でご検討ください。

×　×

「修郎先生の事件簿」は原則、毎月第1水曜に掲載します。